

令和6年度農山漁村発イノベーション都道府県サポート活動事業
地域プランナー 募集要領

公益財団法人かがわ産業支援財団

公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）では、香川県より委託を受け、「かがわ農山漁村発イノベーションサポートセンター」を設置し、農業の6次産業化など農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等へ支援を行う地域プランナーを委嘱しています。経営感覚を持って農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等を支援することを目的として行う「農山漁村発イノベーション都道府県サポート活動事業（以下「イノベーション事業」という。）」の実施に当たり、地域プランナーを募集します。

1 募集内容

(1)業務内容

農山漁村発イノベーションに取り組む支援対象者（以下「支援対象者」という。）に対して助言・指導等を行うとともに、経営改善戦略の作成、実績を支援します。

- ・イノベーション事業のトータルコーディネート
- ・個別相談対応及び現地指導
- ・経営改善戦略作成サポート及びフォローアップ

(2)募集人数

2名

2 応募資格・条件等

次の内容に全て該当することとします。

- (1)バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化、Eコマース等の特定の専門的な知識・経験を有する者。
- (2)支援対象者を支援する熱意、スキル、行動力、バイタリティがあり、支援対象者からの相談に誠実に対応するとともに、支援対象者を精力的に訪問できること。
- (3)パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）及びインターネット（電子メール、ネット検索等）を活用した資料作成及び報告業務ができること。
- (4)普通自動車運転免許及び自家用車を有し、県内の支援対象者等の訪問を行えること。
- (5)心身ともに健康なこと。
- (6)農林漁業者又は食品製造業等を営む中小企業者等に幅広い人脈を有している者が望ましい。
- (7)農畜水産物及びその加工品の販路拡大をサポートするため、飲食店経営の経験がある者が望ましい。

3 委嘱条件

(1)業務場所

公益財団法人かがわ産業支援財団（高松市林町 2217-15）、又は財団が指定した場所とします。

(2)業務期間（委嘱期間）

委嘱日から令和7年3月21日（金）

(3)業務日時

業務日時は、財団が別に定めます。

(4)謝金等

- ・日額 33,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・業務時間が半日（午前又は午後）の場合は、日額の半額を支給します。
- ・通勤手当等の手当はありません。
- ・社会保険の付保・年次有給休暇・福利厚生等はありません。
- ・業務に伴う旅費は、財団の定める規程により支給します。

3 選 考

(1)選考方法

イノベーション事業地域支援検証委員会委員による個別面接を行い、採否を決定します。面接の日時及び会場等の詳細は、別途連絡します。

応募者多数の場合は書類選考を行い、その合格者のみに面接審査を行う場合があります。

(2)選考基準

地域プランナーの実務に必要な専門知識・職務経験・能力等を有し、地域プランナーとして適任かどうかについて総合的に判断します。

4 応募方法

(1)公募期間等のスケジュール

- ・公募開始 令和6年5月28日（火）
- ・公募締切 令和6年6月3日（月）17時必着
- ・面 接 令和6年6月6日（木）（予定）

※面接の日時及び会場等の詳細については該当者のみに通知します。

- ・審査結果の連絡 令和6年6月14日（金）（予定）

(2)応募手続

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに末尾に記載の応募先まで郵送（簡易書留）又は持参してください。また、宛先面に「令和6年度農山漁村発イノベーション都道府県サポート活動事業 地域プランナー応募書類在中」と朱書きしてください。提出書類は日本語で作成のうえ、A4版片面印刷で作成してください。応募については、秘密を厳守します。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

(提出書類と提出部数)

- ① 応募申込書(写真を貼付、署名(自筆)すること。)…1部
- ② 職務経歴書(A4・1枚以内、様式自由)…1部
※経験した業務内容及び専門分野・得意分野等を具体的に記載
- ③ 自己PR文(A4・1枚以内、様式自由)…1部
※志望理由及び6次産業化等の支援に関する所見を記載
- ④ 暴力団排除に関する誓約書…1部
- ⑤ 返信用封筒(定形、返信先明記、返信用切手(84円)を貼付してください。) …1通

※様式は財団ホームページ(<https://www.kagawa-isf.jp/>)からダウンロードしてください。

※記載内容に不明な点がある場合は、財団から電話等により問い合わせを行うことがあります。

※応募及び選考に係る費用は、自己負担となります。

※提出された書類は返却しません。

(3) 審査結果の通知

審査結果については書面で通知します。審査結果の理由等については回答いたしかねますので、ご了承ください。

6 注意事項

地域プランナーが次の項目のいずれかに該当するときには、委嘱を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります。

- (1) 財団の依頼業務に関連して知り得た財団や支援対象者等の秘密について、他に漏らすこと。(委嘱終了後も同様です。)
- (2) 地域プランナーが、アドバイス等の業務に関連して財団以外の者から金銭、その他の給付を受けること。(業務に伴う謝金及び旅費は、財団が負担します。)
- (3) 財団の名称や地域プランナーの肩書を財団が依頼した業務以外で使用する事。
- (4) 地域プランナーが、支援対象者等に対するアドバイスを契機に、支援対象者等の取引や契約の相手方、支援対象者等の顧問や役員に就任するなど継続的な業務を行うこと。
- (5) 自己の利益や自己の役員となっている企業の利益を目的とするような行為をすること。(地域プランナーの業務は、財団の業務の一環として行うものです。)
- (6) その他、財団の名誉を毀損し、信用を傷つけ、利害を害すること。

7 応募書類提出先及びお問い合わせ先

(公財) かがわ産業支援財団 総務部 ファンド事業推進課 担当：金場
〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2階
TEL 087-868-9903 FAX 087-869-3710